

一〇 蟠龍齋全珍正水谷書状 (瀧田文書)

蟠龍齋全珍(水谷正村)、烏山城の那須資胤に、那須洞中の方々が入魂にしてくれていることを謝し、佐竹義重が西口に出陣すべく宇都宮に着いた旨述べてきたことを伝える。

此度就湯治申、即以御使被仰出候、外聞見所畏入奉存候、悉三致相当、明日廿四致出湯候、乍恐可為御悦喜候、御洞中之旁、何も御入魂不大方候、畢竟(那須資胤)屋形様御威光故候、如何様恐自在所可申達候、将亦義重西口為御調儀、直二御着宮之由申候、肝要至極存候、御世上之指引、雖無申迄候、晴朝(宇都宮)所へ御意見、可為御肝要候、西口至于御出馬者、於御陣下方端可申述候、御吉事重々可奉啓上候条、可被得御意候、恐々謹言、

(天正八年)
壬三月廿三日

(那須資胤)
烏山

御館

(水谷正村)
蟠龍齋

全珍 (花押)

【読み下し文】

此の度湯治申すに就き、即ち御使を以つて仰せ出され候き。外聞者は畏れ入り存じ奉り候。悉くに相当に致り、明日二十四出湯致し候。恐れながら御悦喜たるべく候。御洞中の旁、何も御入魂大方ならず候。畢竟屋形様の御威光の故に候。如何様恐るらくは在所より申し達すべく候。将亦義重西口御調儀のため、直に御着宮の由を申し候き。肝要至極に存じ候。御世上の指引、申すまでもなく候といえども、晴朝の所へ御意見、御肝要たるべく候。西口御出馬に至りては、御陣下に於いて万端申し述べべく候。御吉事重々啓上し奉るべく候条、御意を得らるべく候。恐々謹言。